



鳥取県公報

平成 24 年 7 月 24 日 (火)
第 8 4 1 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更の届出 (525) (自治振興課) 2
	まちなか生活実態調査の実施 (526) (とっとり暮らし支援課) 2
	生活保護法による介護機関の指定 (527) (福祉保健課) 3
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (528) (〃) 3
	保安林の指定予定の取消し (529) (森林・林業総室) 4
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (2件)
	(530・531) (東部総合事務所県民局) 4
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (17) 5
	個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除 (18) 6
◇ 調達公告	公募型プロポーザル方式による受託者の選定 (森林・林業総室) 6

告 示

鳥取県告示第525号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定に基づき、鳥取県後期高齢者医療広域連合の規約の変更の届出を平成24年7月9日受理したので、同条第5項の規定により告示する。

平成24年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第526号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成24年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

まちなか生活実態調査

2 調査の目的

都市部における局地的な人口減少・高齢化の進行、コミュニティ活動の停滞、災害時対応への不安、空き家の増加、買い物弱者の発生、交通不便等の課題の実態を把握し、地域住民が安心して元気に暮らせる「まちなか」の再生を目指して、生活者の視点で、コミュニティを軸に支援施策を検討するための基礎資料とすること

3 調査対象の範囲

鳥取県内の都市部で、鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号）第2条第1項に規定する中山間地域を除く地域の自治会又は町内会及び世帯

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

ア 世帯調査

世帯の状況、住まい、くらしの安心、交通、買い物、通院、コミュニティ、居住に関する今後の意向、困りごと、不安その他に関する事項

イ 自治会（町内会）調査

自治会（町内会）の状況、くらしの安心、生活環境（交通、店舗、医療）、コミュニティ、困りごと、不安その他に関する事項

(2) その基準となる期日

平成24年8月1日（水）

5 報告を求める者

(1) 世帯調査

指定した14地区から抽出した4,710世帯

(2) 自治会（町内会）調査

指定した14地区の277自治会（町内会）（全団体）

6 報告を求めるために用いる方法

鳥取県職員が調査票を配布し、鳥取県職員が調査票を回収する。

7 報告を求める期間

平成24年8月1日から同月31日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

まちなか生活実態調査報告書を作成し、公表する。

鳥取県告示第527号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社イングス	鳥取市湖山町東四丁目103	デイサービス縁	鳥取市西品治86-2	通所介護	平成24年7月1日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	短期入所生活介護にしまち幸朋苑	鳥取市西町五丁目108	短期入所生活介護	平成24年7月2日
とっとり福祉サービス有限会社	鳥取市行徳三丁目317	共用デイサービス事業所ゆう	鳥取市佐治町古市8-2	認知症対応型通所介護	平成24年7月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
株式会社イングス	鳥取市湖山町東四丁目103	デイサービス縁	鳥取市西品治86-2	介護予防通所介護	平成24年7月1日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	短期入所生活介護にしまち幸朋苑	鳥取市西町五丁目108	介護予防短期入所生活介護	平成24年7月2日

鳥取県告示第528号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人北栄町社会福祉協議会	東伯郡北栄町瀬戸36-2	社会福祉法人北栄町社会福祉協議会訪問介護事業所	東伯郡北栄町瀬戸36-2	平成24年4月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人北栄町社会福祉協議会	東伯郡北栄町瀬戸36-2	社会福祉法人北栄町社会福祉協議会介護予防訪問介護事業所	東伯郡北栄町瀬戸36-2	平成24年4月1日

鳥取県告示第529号

次の保安林の指定をする予定を取り消す旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定予定の取消しに係る保安林の所在場所
米子市大谷町272、281
- 2 保安林として指定しようとした目的
土砂の崩壊の防備

鳥取県告示第530号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成24年9月13日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年7月24日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年7月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人市民の生活権利擁護センターうさぎの耳
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
西山 靖代
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市富安二丁目159
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は地方自治体等と協力し、市民の生活、福祉、権利等さまざまな相談を行うとともに環境保全、まちづくりに関する政策提言を行うことによって、市民の権利の擁護及び市民の利益の増進と生活の安定ならびに社会発展に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
(1) 総会の権能

- (2) 事業計画及び予算
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 定款の変更

鳥取県告示第531号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成24年9月13日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年7月24日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年7月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人就労支援センター和貴の郷
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
河村 仁志
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市河原町長瀬61-11
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障害者福祉サービス事業を中心に、障害者の職業能力の開発と習得、一般就労の促進と雇用機会の拡充の支援及び社会参画に関する事業を行い、障害者の自立と社会活動の活性化に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
 - (1) 総会の権能
 - (2) 事業計画及び予算
 - (3) 事業報告及び決算
 - (4) 定款の変更

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第17号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに岩美郡選挙区及び日野郡選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成24年7月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 9,671
 鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を
 乗じて得た数とを合算して得た数 147,253
 岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 3,570
 日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 3,704

鳥取県選挙管理委員会告示第18号

鳥取市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成24年7月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

指定を解除した施設の名称	所在地
鳥取市鹿野町立町集会所	鳥取市鹿野町鹿野1075
鳥取市三津生活改善センター	鳥取市三津278-1
鳥取市佐治町河本多目的集会所	鳥取市佐治町河本112
鳥取市佐治町大井集会所	鳥取市佐治町大井621

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成24年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 業務概要

- (1) 業務名 鳥取県森林GIS再構築業務
 (2) 業務の目的

森林簿、森林計画図等の森林資源情報、法的規制、施業履歴、林道路網などの様々な森林・林業に関するデータを一元的かつ継続的に管理し、森林計画、造林、林道、保安林、県営林等の各種業務の効率化を図ることを目的とする。

- (3) 業務の内容

現行の鳥取県森林GISを十分理解し、業務分析を行った上で、本システムに関する全体計画、システム構成・機能・性能、ソフトウェア、ハードウェア、既存システムからのデータ移行、セキュリティ機能、処理設計、帳票の内容、保守・運用・管理等について検討し、基本設計、詳細設計及びシステム開発を行うものであり、その詳細は「鳥取県森林GIS再構築業務に係る公募型プロポーザル企画提案説明書」（以下「企画提案説明書」という。）及び「鳥取県森林GIS再構築業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

- (4) 納入場所

鳥取市東町一丁目220
 鳥取県農林水産部森林・林業総室

(5) 履行期間

契約の日から平成25年3月29日（金）まで

(6) 予算額 20,949千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

なお、予算額には、次年度以降の保守・運用経費を含めない。

2 参加資格

この公募型プロポーザルに参加することができる者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営に登録されている者であること。

なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年7月31日（火）午後5時までに6の(2)の場所に提出すること。

ウ 平成24年7月24日（火）から同年8月24日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていないこと。

エ 平成24年7月24日（火）から同年8月24日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（当該申立てが行われた日から企画提案書の提出期限までの間に改めて入札参加資格を付与されている者を除く。）でないこと。

オ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制が構築できること。

カ この公募型プロポーザルに共同企業体の構成員として参加していないこと。

キ 本業務の実施に当たって、次のいずれかの資格を有する者を配置できること。

(ア) 技術士（総合技術監理部門（森林）又は森林部門について、技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士をいう。）

(イ) 技術士補（森林部門について、技術士法第2条第2項に規定する技術士補をいう。）

(ウ) 森林情報士（一般社団法人日本森林技術協会の実施する森林情報士養成研修のうち森林G I S部門（1級）の研修を受講し、かつ、同協会の森林情報士登録者名簿に登録された者をいう。）

(エ) R C C M（一般社団法人建設コンサルタンツ協会が行うR C C M資格試験（森林土木部門）に合格し、かつ、同協会のR C C M登録簿に登録され、登録証書を交付された者をいう。）

(オ) 林業普及指導員（森林法（昭和26年法律第249号）第187条に規定する者をいう。）

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員が2の(1)のア及びウからオまでの全てに該当すること。

イ 本業務の実施に当たって、構成員のうち、いずれかの者が2の(1)のキのいずれかの資格を有する者を配置できること。

ウ 構成員のうち、いずれかの者が競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営に登録されていること。

なお、構成員のうち、いずれの者も当該資格区分に登録されていないときは、競争入札参加資格の審査の申請書類を平成24年7月31日（火）午後5時までに6の(2)の場所に提出すること。

エ 2名以上の者により自主的に結成されたものであること。

オ 各構成員が、この公募型プロポーザルに単独で又は他の共同企業体の構成員として参加していないこと。

カ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

キ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

ク 次の事項を定めた共同企業体の結成に係る協定を締結していること。

- ・目的
- ・共同企業体の名称
- ・構成員の名称及び所在地
- ・代表者の名称
- ・代表者の権限
- ・構成員の出資比率
- ・構成員の責任
- ・取引金融機関
- ・業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- ・業務履行中における構成員の破産及び解散に対する措置
- ・解散後の瑕疵担保責任
- ・その他必要な事項

3 参加表明書等の審査

(1) この公募型プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案説明書に基づき参加表明書その他必要となる書類（以下「参加表明書等」という。）を平成24年7月24日（火）から同月31日（火）までの各日（日曜日及び土曜日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までの間に6の(1)の担当部局に提出すること。

(2) (1)により提出された参加表明書等を審査した結果、2の参加資格を有していないと判断された者については、企画提案書の提出を受け付けられないものとする。この場合、その者に対しては、平成24年8月3日（金）までにその旨を通知する。

4 企画提案書の評価

(1) 参加表明書等を提出した者のうち3の(2)の後段の通知を受けなかったものは、企画提案説明書に基づき、企画提案書を平成24年8月3日（金）から同月24日（金）までの各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に6の(1)の担当部局に提出すること。

(2) (1)により提出された企画提案書は、鳥取県森林GIS再構築企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）において策定された評価項目、評価基準及び評価方法に基づき、各委員が評価を行う。

なお、評価委員会は、学識経験者2名及び林業関係職員3名で構成する。また、評価基準、評価方法の詳細及び評価委員会の委員は公表しない。

(3) 企画提案書の提出後に2の参加資格を有しないことが判明した者及び次に該当する企画提案書を提出した者は、失格とする。

なお、失格者には、速やかにその旨を通知する。

ア 企画提案説明書及び仕様書の規定に適合しないもの

イ 企画提案説明書の必須項目が明示的に記述されていないもの

(4) 企画提案書を提出した者のうち、失格者以外のものに対して、ヒアリング及び評価委員会に対するプレゼンテーション（以下「ヒアリング等」という。）を行う。その日程等は、後日通知する。

なお、そのヒアリング等では追加資料を認めず、欠席した者は、失格とする。

5 最優秀提案者等の選定及び通知

(1) 評価委員会の評価で最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定するものとし、その結果を選定された最優秀提案者に通知する。

(2) 最優秀提案者以外の企画提案者についても、評価委員会の評価得点により順位を付し、当該得点及び順位をそれぞれに通知する。

6 担当部局等

(1) 担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県農林水産部森林・林業総室
電話番号 0857-26-7301
ファクシミリ 0857-26-8192
電子メールアドレス shinrinringyo@pref.tottori.jp

(2) 入札参加資格の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当
電話 0857-26-7433

(3) 企画提案説明書等の交付

企画提案説明書その他の資料は、平成24年7月24日（火）午後1時からインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99916>）から入手するものとする。

(4) 参加表明書、企画提案書等の提出方法

参加表明書、企画提案書その他この公募型プロポーザルに関して県に提出する書類（以下「提出書類」という。）は、持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の担当部局に提出すること。

なお、送付による申込みは、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。

7 その他

- (1) 参加表明書が提出されることをもって、提出者にこの公募型プロポーザルに参加する意思があるものとみなす。
- (2) 提出書類は、返却しない。
- (3) 業務内容に関する説明会は、行わない。
- (4) 提出書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となるが、県は、提出者に無断でこの公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。
- (5) この公募型プロポーザルへの参加に係る経費は、全て参加者の負担とする。